

## 新事業創出総合支援事業の詳細

産業文化部 商工勤労課

### 1 事業概要

市内における起業を促進するとともに、新事業の創出を総合的に支援することで、産業振興ビジョン及び商工業振興計画に基づく市内産業振興を図るもの

### 2 6月補正予算要求事業

補正予算要求額：6,021 千円（内、21 千円は審査会における知識経験者派遣手数料）

#### (1) デザイン経営実践支援業務委託（補正予算額 2,000 千円）

##### ①目的

市内事業者のデザイン経営の導入やデザイン経営を実践する人材の育成を支援し、唯一無二のブランド価値の創出やイノベーション力の向上を図ること、また、革新的な商品・サービス等が創出されるよう促進し、もって市内産業振興に資することを目的とする。

##### ②内容

公募型プロポーザルによるデザイン経営導入を支援する委託事業者が下記の内容を実施（準備行為として手続き中）

ア 支援を受ける市内事業者（被支援事業者）の募集・3者選定

イ 被支援事業者に対するデザイン経営を実践するために必要となる知識・方法などを身に付けることができる研修の実施

ウ 被支援事業者に対する個別面談を通じた経営計画書・事業計画書の作成・見直しの支援

##### ③対象者（被支援事業者）

ア 市内事業者（中小企業・小規模企業者・個人事業主）

イ 創業後5年以上経過し継続して事業を実施しているもの

##### ④委託上限額 2,000 千円

※継続的な支援が必要となるため3か年にわたり事業実施を予定

（裏面へ）

(2) 新ビジネスモデル等創出支援補助金（補正予算額：4,000 千円）

①目的

刻々と変化する経済・社会情勢に適合しようと、地域産業などへの波及効果が期待できる新たなビジネスモデルを立ち上げようとする事業者等を支援することで、本市経済の活性化を目的とする。

②対象者

ア 市内事業者または半数以上を市内事業者が占める連携体

イ 特定創業支援事業認定者（連携体であれば1事業者以上が認定を受けていること）、または創業5年以上経過し継続して事業を実施しているもの（連携体であれば1事業者以上が創業5年以上経過し継続して事業を実施していること）

※特定創業支援事業認定者：創業にあたり、相談やセミナーなどの創業支援事業を受け、特定創業支援事業認定者としての認定を受けた事業者

③補助率 補助対象経費の1/2以内

④補助対象経費 備品購入費、消耗品費、改装費、役員費、開発費、委託費、広告費、ビジネスモデル等の構築に係る臨時的な人件費

⑤補助上限額 上限2,000千円／申請者

⑥スキーム

公募実施 → プレゼンテーション審査会 → 補助交付・不交付決定

→ 事業着手（着手は令和3年6月定例市議会補正予算議案の成立日まで遡ることを可能とする。） → 事業完了・実績報告書提出 → 補助金交付